



# 山形県公報

平成17年7月8日(金)

号 外 (41)

## 目 次

### 条 例

- 山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例…………… (議 会) … 7
- 山形県職員等の修学部分休業に関する条例…………… (人 事 課) … 同
- 山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例…………… ( 同 ) … 8
- 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… ( 同 ) … 9
- 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… ( 同 ) … 10
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) … 11
- 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例…………… (税 政 課) … 14
- 山形県県税条例の一部を改正する条例…………… ( 同 ) … 15
- 山形県市町村合併推進審議会条例…………… (市町村課) … 17
- 酒田市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例…………… ( 同 ) … 18
- 山形県青少年保護条例の一部を改正する条例…………… (女性青少年政策室) … 19
- 山形県医師修学資金貸与条例…………… (健康福祉企画課) … 同
- 山形県離島漁業再生支援基金条例…………… (生産流通課) … 22
- 山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) … 同
- 山形県都市公園条例の一部を改正する条例…………… ( 同 ) … 28
- 山形県海浜公園条例…………… (交通基盤課) … 同
- 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例…………… ( 同 ) … 30
- 山形県建築基準条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) … 33
- 山形県県営住宅条例の一部を改正する条例…………… ( 同 ) … 34
- 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (企 業 局) … 同
- 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例…………… ( 同 ) … 同
- 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (病院事業局) … 35

### 本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第67号) (議会)
  - 1 鶴岡市の設置に伴い、議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改めることとした。(第2条関係)
  - 2 この条例は、平成17年10月1日から施行し、この条例の施行の際在任している山形県議会の議員の任期が終わる日の翌日から適用することとした。

- ◇ 山形県職員等の修学部分休業に関する条例（県条例第68号）（人事課）
- 1 この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（以下「職員等」という。）の修学部分休業に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
  - 2 法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員等の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うこととした。（第2条第1項関係）
  - 3 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とすることとした。（第2条第2項関係）
    - (1) 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校
    - (2) 学校教育法第82条の2に規定する専修学校
    - (3) 学校教育法第83条に規定する各種学校
    - (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設で規則で定めるもの
  - 4 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とすることとした。（第2条第3項関係）
  - 5 職員等が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、山形県職員等の給与に関する条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。（第3条関係）
  - 6 修学部分休業の承認の取消事由
    - (1) 任命権者は、修学部分休業をしている職員等が一定の事項に該当すると認めるときは、当該職員等に係る修学部分休業の承認を取り消すこととした。（第4条第1項関係）
    - (2) 任命権者は、修学部分休業をしている職員等の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員等の同意を得たときは、当該職員等に係る修学部分休業の承認を取り消すことができることとした。（第4条第2項関係）
- ◇ 山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（県条例第69号）（人事課）
- 1 この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
  - 2 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならないこととした。（第2条関係）
  - 3 人事委員会は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならないこととした。（第3条関係）
  - 4 知事は、2及び3の報告を受けたときは、毎年9月30日までに、2の報告を取りまとめ、その概要及び3の報告を県公報に登載し、及びインターネットを利用して公表しなければならないこととした。（第4条関係）
- ◇ 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（県条例第70号）（人事課）
- 1 農林漁業普及指導手当の月額を、給料の月額に100分の6を乗じて得た額に引き下げることとした。
  - 2 その他
    - (1) この条例は、平成17年8月1日から施行することとした。
    - (2) 農林漁業改良普及手当に関する所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項及び第3項関係）
- ◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（県条例第71号）（人事課）
- 1 農業大学校に勤務する職員の特殊勤務手当の月額を、給料の月額に100分の5を乗じて得た額に引き下げることとした。（第12条の3第2項関係）
  - 2 病虫害防除所に勤務する職員の特殊勤務手当の月額を、給料の月額に100分の6を乗じて得た額に引き下げることとした。（第12条の4第2項関係）

- 3 次の特殊勤務手当を廃止することとした。
  - (1) 火薬類、高圧ガス等取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当
  - (2) 深所作業に従事する職員の特殊勤務手当
  - (3) 通信教育添削指導に従事する教育職員の特殊勤務手当
  - (4) 通信教育面接指導に従事する教育職員の特殊勤務手当
- 4 その他規定の整備を行うこととした。
- 5 その他
  - (1) この条例は、平成17年8月1日から施行することとした。
  - (2) 農業大学校に勤務する職員の特殊勤務手当及び病虫害防除所に勤務する職員の特殊勤務手当に関する所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項及び第3項関係）
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第72号）（財政課）
  - 1 建築基準法の規定に基づく建築物の中間検査の申請に対する検査の事務につき手数料を徴収することとするとともに、中間検査を受けない建築物及び中間検査を受けた建築物に係る完了検査の申請に対する検査の手数料の額を定めることとした。（第2条第1項第352号、第352号の2及び第354号の2関係）
  - 2 道路交通法の規定に基づく確認事務の委託を受けるための登録の申請に対する審査の事務等につき手数料を徴収することとした。（第2条第1項第455号の2～第455号の8関係）
  - 3 その他規定の整備を行うこととした。
  - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の改正は平成17年10月1日から、2の改正の一部は規則で定める日から施行することとした。
- ◇ 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（県条例第73号）（税政課）
  - 1 この条例は、地方税法第6条第1項の規定に基づき、県税の課税免除を行うことにより、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）の設立を支援し、活動基盤の早期確立を図るとともにその活動を促進することを目的とすることとした。（第1条関係）
  - 2 知事は、収益事業（地方税法施行令第7条の4に規定する事業をいう。以下同じ。）を行わない特定非営利活動法人に対して課する県民税の均等割の課税を免除することができることとした。（第2条第1項関係）
  - 3 知事は、収益事業を行う特定非営利活動法人に対して課する県民税の均等割（当該法人の設立の日以後3年以内に終了する各事業年度のうち当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に当該法人に対して課されるものに限る。）の課税を免除することができることとした。（第2条第2項関係）
  - 4 知事は、特定非営利活動法人が当該法人の設立の日以後3年以内に当該法人の定款に記載された特定非営利活動の用に直接供するための不動産を無償で取得したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税を免除することができることとした。（第3条関係）
  - 5 知事は、特定非営利活動法人が当該法人の設立の日以後3年以内に専ら当該法人の定款に記載された特定非営利活動の用に供するための自動車が無償で取得したときは、当該自動車の取得に対して課する自動車取得税の課税を免除することができることとした。（第4条関係）
  - 6 2から5までの県税の課税免除を受けようとする者は、次に掲げる課税免除を受けようとする税目に応じ、それぞれに定める日までに課税免除申請書を知事に提出しなければならないこととした。（第5条関係）
    - (1) 県民税の均等割 山形県県税条例（以下「県税条例」という。）第45条第1項に規定する県民税の申告の期限
    - (2) 不動産取得税 県税条例第74条第1項に規定する不動産取得税に係る申告の期限
    - (3) 自動車取得税 県税条例第169条の7第1項に規定する自動車取得税の申告の期限
  - 7 この条例は、平成18年1月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例（県条例第74号）（税政課）
- 1 県民税
    - (1) 証券取引所に上場されている株式で上場等の日において所有期間が3年を超える株式を同日以後1年以内に証券業者への売委託等により譲渡をした場合の当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止することとした。（改正前の附則第12条の2第2項関係）
    - (2) 特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とする一定の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することができるものとした。（附則第12条の3関係）
    - (3) 平成18年度以後の年度分の定率による税額控除の額を、所得割の額の100分の7.5に相当する金額（当該金額が2万円を超える場合には、2万円）とすることとした。（附則第19条第2項関係）
  - 2 自動車税  
賦課期日後に、自動車の主たる定置場が一の都道府県から他の都道府県に変更された場合又は自動車の所有者の変更があった場合（所有者のいずれかが法令の規定により非課税とされる場合を除く。）において、当該年度の末日に当該変更があったものとみなすこととした。（第138条の2第4項並びに第139条第2項及び第4項関係）
  - 3 自動車取得税  
平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に取得される一定のバス、トラック等にあつては、100分の1を控除した率とすることとした。（附則第17条第7項関係）
  - 4 この条例は、平成18年1月1日から施行することとした。ただし、2の改正は平成18年4月1日から、3の改正は平成17年10月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県市町村合併推進審議会条例（県条例第75号）（市町村課）
- 1 市町村の合併の特例等に関する法律（以下「法」という。）第60条第1項に規定する合議制の機関として、山形県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）を置くこととした。（第1条関係）
  - 2 審議会は、法第59条第3項の規定によりその権限に属させられた事項のほか、知事の諮問に応じ、自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することとした。（第2条関係）
  - 3 審議会は、委員10人以内で組織することとした。（第3条関係）
  - 4 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命することとし、その任期は2年とすることとした。（第4条第1項及び第2項関係）
  - 5 この条例は、平成22年3月31日限りその効力を失うこととした。（附則第2項関係）
- ◇ 酒田市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（県条例第76号）（市町村課）
- 1 酒田市の設置に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成17年11月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県青少年保護条例の一部を改正する条例（県条例第77号）（女性青少年政策室）  
自動販売機及び自動貸出機の定義に関する規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県医師修学資金貸与条例（県条例第78号）（健康福祉企画課）
- 1 この条例は、県が、毎年度予算の範囲内において、学校教育法第1条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学する者で、県又は市町村（地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。）が開設する県内の病院又は診療所に勤務しようとするものに対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与し、もって県内の医療機関に勤務する医師の確保に資することを目的とすることとした。（第1条関係）

- 2 地域医療従事医師確保修学資金及び特定診療科医師確保修学資金のそれぞれについて、修学資金の貸与を受けるために必要な要件を定めることとした。(第2条関係)
  - 3 修学資金の額は、地域医療従事医師確保修学資金については年額200万円以内とし、特定診療科医師確保修学資金については年額100万円以内とすることとした。(第3条第1項関係)
  - 4 修学資金の貸与を受けることができる期間は、貸与を受ける者が在学する大学の正規の修業年限までとすることとした。(第3条第2項関係)
  - 5 知事は、修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日から復学する日の前日まで修学資金の貸与を行わないものとする。こととした。(第4条関係)
  - 6 知事は、修学生が一定の事由に該当するときは、修学資金の貸与を打ち切ることとした。(第5条関係)
  - 7 修学資金の貸与を受けた者は、6により修学資金の貸与が打ち切られたときその他一定の事由に該当するときは、貸与を受けた修学資金に利息を付した額を、当該事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に返還しなければならないこととした。(第6条関係)
  - 8 知事は、7により修学資金を返還すべき者が災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、当該事由が存続する間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができることとした。(第7条関係)
  - 9 地域医療従事医師確保修学資金及び特定診療科医師確保修学資金のそれぞれについて、一定の要件を満たす場合には、修学資金の返還の債務を免除することとした。(第8条関係)
- ◇ 山形県離島漁業再生支援基金条例 (県条例第79号) (生産流通課)
- 1 漁業の生産条件が不利な離島において、離島の漁業を再生するための活動を支援する事業(以下「離島漁業再生支援事業」という。)により、漁業の有する多面的な機能を確保するとともに、離島の振興を図るため、山形県離島漁業再生支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
  - 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
  - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
  - 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
  - 5 基金は、離島漁業再生支援事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
- ◇ 山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (県条例第80号) (都市計画課)
- 1 除却した屋外広告物等の取扱い
    - (1) 屋外広告物(以下「広告物」という。)又は掲出物件を保管した場合に公示する事項及び公示の方法を定めることとした。(第16条の2関係)
    - (2) 保管した広告物又は掲出物件の価額の評価の方法、売却の方法及び売却することができるようになるまでの期間について定めることとした。(第16条の3～第16条の5関係)
  - 2 屋外広告業の登録制度
    - (1) 屋外広告業(以下「広告業」という。)を営もうとする者は知事の登録を受けなければならないものとし、その登録の有効期間は5年間とすることとした。(第21条関係)
    - (2) 知事は、登録申請書の提出があったときは、登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、登録申請書に記載された事項、登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録するとともに、その旨を登録申請者に通知しなければならないこととした。(第21条の3関係)
    - (3) 知事が屋外広告業者(以下「広告業者」という。)の登録の申請を拒否する場合を定めることとした。(第21条の4関係)

- (4) 広告業者は、屋外広告業者登録簿に登録された事項に変更があったときは、その日から30日以内に知事に届け出なければならないこととし、知事は、届出の内容が(3)に該当しないときは、当該届出の内容を屋外広告業者登録簿に登録しなければならないこととした。（第21条の5関係）
- (5) 広告業者が廃業等した場合は、その事由が発生した日から30日以内に知事に届け出なければならないこととした。（第21条の7関係）
- (6) 知事は、広告業者の登録がその効力を失ったとき又は(8)により広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該広告業者の登録を抹消しなければならないこととした。（第21条の8関係）
- (7) 登録申請者又は広告業者は、県内を事業区域とする営業所ごとに業務主任者を置かななければならないこととするとともに、業務主任者となるために必要な資格及び業務主任者が行う業務を定めることとした。（第23条関係）
- (8) 知事は、一定の事項に該当する広告業者の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずることができることとするとともに、これらの処分をしたときは、当該処分の年月日及び内容を屋外広告業者監督処分簿に記載しなければならないこととした。（第24条の2及び第24条の3関係）
- (9) 知事は、県内を営業区域とする広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。（第24条の4関係）
- (10) 広告業者の登録及び広告業者の更新の登録の申請をする者から手数料を徴収することとした。（第24条の5関係）
- (11) 罰則について所要の規定を設けることとした。（第25条の2及び第28条第2号関係）

3 その他規定の整備を行うこととした。

4 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、広告業者の登録制度に関する改正規定は、平成17年10月1日から施行することとした。

(2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項～第4項関係）

◇ 山形県都市公園条例の一部を改正する条例（県条例第81号）（都市計画課）

山形県総合運動公園の陸上競技場及び中山公園の野球場の内部に常時広告物を表示することができることとするとともに、その場合の手数料の額を定めることとした。

◇ 山形県海浜公園条例（県条例第82号）（交通基盤課）

1 海浜における休息及びレクリエーションの場を提供し、もって県民の健康及び福祉の増進に寄与するため、山形県海浜公園（以下「海浜公園」という。）を設置することとした。（第1条関係）

2 海浜公園においては、一定の行為をしてはならないこととした。（第2条関係）

3 海浜公園において一定の行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。（第3条関係）

4 知事は、施設の使用の目的、方法等が一定の事項に該当するときは、3の許可をしてはならないこととした。（第4条関係）

5 知事は、3の許可を受けた者が一定の事項に該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可を変更し、又は当該許可に付した条件を変更することができることとした。（第5条関係）

6 県は、指定管理者が海浜公園の管理を行う場合を除き、3の許可を受けた者から使用料を徴収することとした。（第6条及び別表第1関係）

7 6により徴収した使用料は還付しないこととした。ただし、使用者の責任によらない理由で海浜公園が使用できなくなった場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付できることとした。（第7条関係）

- 8 海浜公園の管理を指定管理者に行わせることができることとした。（第8条～第12条関係）
- ◇ 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（県条例第83号）（交通基盤課）
- 1 指定港湾施設の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
  - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県建築基準条例の一部を改正する条例（県条例第84号）（建築住宅課）
- 1 罰金の上限額を引き上げることとした。
  - 2 この条例は、平成17年10月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県県営住宅条例の一部を改正する条例（県条例第85号）（建築住宅課）
- 1 県営住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
  - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第86号）（企業局）
- 酒田工業用水道の1日の最大給水量を75,000トンとすることとした。
- ◇ 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第87号）（企業局）
- 企業局職員が修学部分休業（修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する調整手当の合計額を減額した給与を支給することとした。
- ◇ 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第88号）（病院事業局）
- 病院事業局職員が修学部分休業（修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する調整手当の合計額を減額した給与を支給することとした。

## 条 例

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県条例第67号

#### 山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「鶴岡市・西田川郡 4人」を「鶴岡市 6人」に、「東田川郡 3人」を「東田川郡 1人」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 鶴岡市及び東田川郡の区域に係る選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第15条第1項の規定により、この条例の施行の日に在任する山形県議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区による。

山形県職員等の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

**山形県条例第68号****山形県職員等の修学部分休業に関する条例**

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員等」という。）の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員等の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校
- (2) 学校教育法第82条の2に規定する専修学校
- (3) 学校教育法第83条に規定する各種学校
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設で規則で定めるもの

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。

(修学部分休業に係る給与の減額)

第3条 職員等が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該職員等に係る修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
  - (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- 2 任命権者は、修学部分休業をしている職員等の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員等の同意を得たときは、当該職員等に係る修学部分休業の承認を取り消すことができる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

**山形県条例第69号****山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例**

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数の状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分等の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他知事が必要と認める事項  
（人事委員会の報告）

第3条 人事委員会は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分についての不服申立ての状況

（公表）

第4条 知事は、前2条の規定による報告を受けたときは、毎年9月30日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を県公報に登載し、及びインターネットを利用して公表しなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県条例第70号

##### 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条の9第1項中「職員に」を「事務のいずれにも従事する職員のうち、人事委員会規則で定める職員に」に改め、同項第1号中「とともに農業、農村生活、林業又は水産業に係る次号に掲げる職員を指導することを職務とする職員であつて人事委員会規則で定めるもの」を「こと。」に改め、同項第2号中「、水産業若しくは開拓営農」を「若しくは水産業」に、「、水産業又は開拓営農」を「又は水産業」に、「を普及指導することを職務とする職員であつて人事委員会規則で定めるもの」を「の普及指導を行うこと。」に改め、同条第2項中「、前項第1号に掲げる職員にあつては100分の8、前項第2号に掲げる職員にあつては100分の12」を「100分の6」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年8月1日から同年9月30日までの間における改正後の第13条の9第2項の規定の適用については、同項中「100分の6」とあるのは「100分の12」とする。

3 平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間における改正後の第13条の9第2項の規定の適用については、同項中「100分の6」とあるのは「100分の8」とする。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋藤 弘

### 山形県条例第71号

#### 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、第23号を削り、第24号を第22号とし、第25号から第30号までを2号ずつ繰り上げ、第31号及び第32号を削り、第33号を第29号とし、第34号から第37号までを4号ずつ繰り上げる。

第6条の7第1項第2号中「総務部危機管理室消防防災課」を「総務部危機管理室総合防災課」に改める。

第6条の8を削り、第6条の9を第6条の8とする。

第7条第1項第1号中「農業試験場、砂丘地農業試験場、園芸試験場、農業研究研修センター」を「農業総合研究センター」に改める。

第9条第1項中「農業研究研修センター及び養豚試験場」を「農業総合研究センター」に改める。

第10条第1項中「農業研究研修センター、養豚試験場」を「農業総合研究センター」に改める。

第11条第1項中「農業試験場、砂丘地農業試験場、農業研究研修センター」を「農業総合研究センター」に改め、「園芸試験場」を削る。

第12条の2第1項中「農業研究研修センター」を「農業総合研究センター」に改める。

第12条の3を削る。

第12条の4第1項中「技術職員」を「技術職員（人事委員会規則で定める技術職員を除く。）」に改め、同条第2項中「100分の10」を「100分の5」に改め、同条を第12条の3とする。

第12条の5第2項中「100分の12」を「100分の6」に改め、同条を第12条の4とし、第12条の6を第12条の5とする。

第12条の7第1項中「総務部危機管理室消防防災課」を「総務部危機管理室総合防災課」に改め、同条を第12条の6とする。

第14条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項の表中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条及び第17条を削り、第18条を第16条とし、第18条の2を第17条とし、第19条を第18条とし、第19条の2を第19条とする。

第20条の2中「1の」を削り、同条の表を次のように改める。

坑内作業に従事する職員の特殊勤務手当	高所作業に従事する職員の特殊勤務手当
圧搾空気内作業に従事する職員の特殊勤務手当	坑内作業に従事する職員の特殊勤務手当
第14条第1項第14号の特殊勤務手当	第14条第1項第9号の特殊勤務手当

第20条の3中「第6条の9第2項」を「第6条の8第2項」に、「第18条第2項第2号」を「第16条第2項第2号」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第6条の7第1項第2号、第7条第1

項第1号、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び第12条の2第1項の改正規定並びに第12条の7第1項の改正規定（「総務部危機管理室消防防災課」を「総務部危機管理室総合防災課」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成17年8月1日から同年9月30日までの間における改正後の第12条の3第2項及び第12条の4第2項の規定の適用については、第12条の3第2項中「100分の5」とあるのは「100分の10」と、第12条の4第2項中「100分の6」とあるのは「100分の12」とする。
- 3 平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間における改正後の第12条の3第2項及び第12条の4第2項の規定の適用については、第12条の3第2項中「100分の5」とあるのは「100分の7」と、第12条の4第2項中「100分の6」とあるのは「100分の8」とする。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

**山形県条例第72号**

**山形県手数料条例の一部を改正する条例**

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第205号の表イの項上記以外のときの項、ロの項上記以外のときの項及びハの項上記以外のときの項並びに同条第1項第216号の5の表イの項上記以外のときの項、ロの項上記以外のときの項及びハの項上記以外のときの項中「、保管、外部試験調査又は設計管理」を「又は保管」に改め、同条第1項第217号中「第12条第4項」を「第12条第4項（同令第55条において準用する場合を含む。）」に、「同条第2項」を「同令第12条第2項」に、「基づく医薬品等の製造業」を「基づく医薬品等の製造業又は医療機器の修理業」に、「医薬品等の製造業の許可証の書換え交付手数料」を「医薬品等の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料」に改め、同項第218号中「第13条第5項」を「第13条第5項（同令第55条において準用する場合を含む。）」に、「同条第2項」を「同令第13条第2項」に、「基づく医薬品等の製造業」を「基づく医薬品等の製造業又は医療機器の修理業」に、「医薬品等の製造業の許可証の再交付手数料」を「医薬品等の製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料」に改め、同項第352号中「第7条第1項の規定に基づく建築物の」を「第7条の3第4項の規定による中間検査を受けない建築物に係る同法第7条第1項の規定に基づく」に、「建築物完了検査申請手数料」を「中間検査を受けない建築物の完了検査申請手数料」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(352)の2 建築基準法第7条の3第4項の規定による中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料  
 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	11,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	15,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	21,000円

床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	35,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	47,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	110,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	180,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	370,000円
備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模な修繕若しくは大規模な模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	

第2条第1項第354号の次に次の1号を加える。

(354)の2 建築基準法第7条の3第2項の規定に基づき建築物の中間検査の申請に対する検査 建築物中間検査申請手数料 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	11,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	15,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	20,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	33,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	45,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	100,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	160,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	330,000円
備考 1 建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）の床面積の合計は、基礎の配筋工事に係る中間検査にあつては1階の床面積について、3階の床版の配筋工事（鉄骨造の建築物にあつては取付工事を含む。）に係る中間検査にあつては2階	

及び3階の床面積の合計について算定する。

- 2 建築物の移転、大規模な修繕又は大規模な模様替をする場合の床面積の合計は、前項に規定する床面積の合計のうち、当該移転、大規模な修繕又は大規模な模様替に係る部分の2分の1に相当する面積について算定する。

第2条第1項第403号中「第31条の2第2項第11号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第11号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同項第404号中「第31条の2第2項第12号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第12号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同項第405号中「第18条の5第10項又は第38条の5第8項」を「第19条第11項又は第38条の5第9項」に改め、同項第406号中「第18条の5第11項第4号又は第38条の5第9項第4号」を「第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号」に改め、同項第407号中「第20条の2第7項又は第38条の4第17項」を「第20条の2第11項又は第38条の4第21項」に改め、同項第408号中「第39条の7第10項」を「第39条の7第9項」に改め、同項第409号中「第39条の7第12項」を「第39条の7第11項」に改め、同項第455号の次に次の7号を加える。

(455)の2 道路交通法第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査	確認事務委託対象法人 登録申請手数料	23,000円
(455)の3 道路交通法第51条の8第6項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査	確認事務委託対象法人 登録更新申請手数料	23,000円
(455)の4 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査	駐車監視員資格者証交 付申請手数料	9,900円
(455)の5 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習	駐車監視員資格者講習 手数料	19,000円
(455)の6 道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査	駐車監視員資格者認定 申請手数料	4,500円
(455)の7 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付	駐車監視員資格者証書 換え交付手数料	2,100円
(455)の8 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付	駐車監視員資格者証再 交付手数料	2,000円

別表中「パーキング・メーター作動手数料」を「パーキング・メーター作動手数料、確認事務委託対象法人登録申請手数料、確認事務委託対象法人登録更新申請手数料、駐車監視員資格者証交付申請手数料、駐車監視員資格者講習手数料、駐車監視員資格者認定申請手数料、駐車監視員資格者証書換え交付手数料、駐車監視員資格者証再交付手数料」に改める。

#### 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第352号の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定及び同項第354号の次に1号を加える改正規定は平成17年10月1日から、同項第455号の次に7号を加える改正規定（同項第455号の3に係る部分に限る。）は規則で定める日から施行する。
- この条例の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日までの間における改正後の第2条第1項第455号の2及び第455号の4から第455号の8までの規定の適用については、同項第455号の2中「道路交通法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第2条の規定により、同法の施行前においても行うことができるとされる同法第3条の規定による改正後の道路交通法」と、同項第455号の4から第455号の8までの規定中「道路交通法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律附則第2条の規定により、同法の施行前においても行うことができるとされる同法第3条の規定による改正後の道路交通法」とする。

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋藤 弘

### 山形県条例第73号

#### 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、県税の課税免除を行うことにより、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）の設立を支援し、活動基盤の早期確立を図るとともにその活動を促進することを目的とする。

（県民税の均等割の課税免除）

第2条 知事は、収益事業（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の4に規定する事業をいう。以下同じ。）を行わない特定非営利活動法人に対して課する県民税の均等割の課税を免除することができる。

2 知事は、収益事業を行う特定非営利活動法人に対して課する県民税の均等割（当該特定非営利活動法人の設立の日以後3年以内に終了する各事業年度のうち当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に当該特定非営利活動法人に対して課されるものに限る。）の課税を免除することができる。

（不動産取得税の課税免除）

第3条 知事は、特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日以後3年以内に当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動の用に直接供するための不動産を無償で取得したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税を免除することができる。

（自動車取得税の課税免除）

第4条 知事は、特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日以後3年以内に専ら当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動の用に供するための自動車を無償で取得したときは、当該自動車の取得に対して課する自動車取得税の課税を免除することができる。

（課税免除の申請）

第5条 前3条の規定により県税の課税免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに課税免除申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 県民税の均等割 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号。以下「県税条例」という。）第45条第1項に規定する県民税の申告の期限

(2) 不動産取得税 県税条例第74条第1項に規定する不動産取得税に係る申告の期限

(3) 自動車取得税 県税条例第169条の7第1項に規定する自動車取得税の申告の期限

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 第2条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る県民税の均等割について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 第3条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

（自動車取得税に関する経過措置）

4 第4条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用す

る。

（経過措置）

- 5 この条例の施行の際現に存する特定非営利活動法人に対する第2条第2項、第3条及び第4条の規定の適用については、これらの規定中「当該特定非営利活動法人の設立の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県条例第74号

##### 山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第5項中「（第48条の2第1項において「特定非営利活動法人」という。）」を削る。

第48条の2第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第67条の2第1項第2号中「附則第12条の7第1項」を「附則第12条の8第1項」に改める。

第138条の2第4項を次のように改める。

- 4 第1項の賦課期日後に、その主たる定置場が県内から他の都道府県に変更された場合若しくは他の都道府県から県内に変更された場合又は自動車の所有者の変更があつた場合においては、当該年度の末日に当該変更があつたものとみなして、同項及び第2項の規定を適用する。ただし、自動車の所有者の変更があつた場合でこれらの所有者のいずれかが本項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されないときは、この限りでない。

第139条第2項中「、第12条（自動車の使用の本拠の位置の他の道府県から県内に変更された場合に限る。以下同じ。）」を削り、同条第4項中「、第12条」を削る。

附則第10条の2第2項中「第31条の2第2項第10号から第15号まで」を「第31条の2第2項第11号から第16号まで」に改め、同条第4項中「第31条の2第2項第10号から第13号まで」を「第31条の2第2項第11号から第14号まで」に、「同項第14号」を「同項第15号」に、「第15号の」を「第16号の」に、「同条第2項第10号から第15号まで」を「同条第2項第11号から第16号まで」に改め、同条第6項中「第31条の2第2項第10号から第15号まで」を「第31条の2第2項第11号から第16号まで」に改める。

附則第12条の2第1項中「第37条の10第3項」を「第37条の10第2項」に、「及び次項」を「及び次条第2項」に、「次項及び第6項、次条第1項並びに附則第12条の4第2項」を「次条第1項及び第2項並びに附則第12条の4」に、「第3項及び第4項」を「次項及び第3項」に、「、次項及び第6項並びに次条第1項」を「及び第5項並びに附則第12条の4」に、「第8項第2号」を「第7項第2号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第37条の10第4項各号」を「第37条の10第3項各号」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第37条の10第5項」を「第37条の10第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、同条第7項中「附則第35条の2第7項」を「附則第35条の2第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項第1号中「第37条の10第7項第4号」を「第37条の10第6項第4号」に改め、同項第3号中「附則第35条の2第7項」を「附則第35条の2第6項」に改め、同項を同条第7項とする。

附則第12条の8を附則第12条の9とする。

附則第12条の7第2項第2号から第5号までの規定中「附則第12条の6第1項」を「附則第12条の8第1項」に改め、同条を附則第12条の8とする。

附則第12条の6を附則第12条の7とする。

附則第12条の5第5項中「第7項まで及び第12条の3」を「第6項まで及び第12条の4」に、「附則第12条の5第3項」を「附則第12条の6第3項」に、「附則第12条の3第1項」を「附則第

12条の4」に、「前条第1項前段」を「附則第12条の2第1項前段」に改め、同条第7項を削り、同条第8項中「第6項」を「前項」に、「附則第35条の3第10項」を「附則第35条の3第9項」に改め、同項を同条第7項とし、同条を附則第12条の6とする。

附則第12条の4第3項中「第7項まで」を「第6項まで」に、「附則第12条の4第1項」を「附則第12条の5第1項」に、「前条第1項中」を「前条中」に、「前条第1項前段」を「附則第12条の2第1項前段」に改め、同条を附則第12条の5とする。

附則第12条の3第1項中「（これに類するものとして規則で定めるものを含む。以下本項、次条第2項及び附則第12条の5第4項において同じ。）」を削り、「前条第1項前段」を「附則第12条の2第1項前段」に改め、「及び次項」を削り、「附則第35条の2の2第4項」を「附則第35条の2の3第3項」に、「附則第35条の2第9項第3号」を「附則第35条の2第8項第3号」に改め、同条第2項を削り、同条を附則第12条の4とし、附則第12条の2の次に次の1条を加える。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第12条の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の2第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして施行令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）をした場合には、施行令附則第18条の2第3項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、施行令附則第18条の2第4項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第17条第7項中「施行令附則第16条の2の6第7項」を「バス、トラックその他の施行規則附則第12条の2の3第5項」に、「第3項」を「第2項、第3項」に、「平成16年4月1日から平成17年9月30日まで」を「平成17年10月1日から平成18年3月31日まで」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「100分の1を」に改め、同項各号を削る。

附則第19条第2項中「100分の15」を「100分の7.5」に、「4万円」を「2万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、附則第17条第7項の改正規定及び附則第10項の規定は平成17年10月1日から、第138条の2第4項、第139条第2項及び第4項並びに附則第10条の2第2項、第4項及び第6項の改正規定並びに附則第9項の規定は平成18年4月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）附則第19条第2項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、第

- 8項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（県内に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第36条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。
  - 4 平成18年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法第24条の5第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項及び第6項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第35条の2を除く。第6項において同じ。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第35条の2の規定の適用については、同条中「前2条」とあるのは「山形県県税条例の一部を改正する条例（平成17年7月県条例第74号）附則第4項」とする。
  - 5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（県内に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第36条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。
  - 6 平成19年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割については、新条例の規定中所得割に関する部分を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第35条の2の規定の適用については、同条中「前2条」とあるのは「山形県県税条例の一部を改正する条例（平成17年7月県条例第74号）附則第6項」とする。
  - 7 新条例附則第12条の3の規定は、平成17年4月1日以後に同条第1項に規定する事実が発生する場合について適用する。
  - 8 新条例附則第12条の6（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）第5条の規定による改正後の租税特別措置法第37条の13第1項第1号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が平成17年4月13日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。  
（自動車税に関する経過措置）
  - 9 新条例第138条の2第4項並びに第139条第2項及び第4項の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。  
（自動車取得税に関する経過措置）
  - 10 新条例附則第17条第7項の規定は、平成17年10月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前に行った改正前の山形県県税条例附則第17条第7項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

山形県市町村合併推進審議会条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県条例第75号

##### 山形県市町村合併推進審議会条例

（設置）

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する合議制の機関として、山形県市町村合併推進審議会（以下「審議会」とい

う。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第59条第3項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、知事の諮問に応じ、自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

---

酒田市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県条例第76号

##### 酒田市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第1条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年6月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表山形県酒田警察署の項管轄区域の欄中「飽海郡一円」を「飽海郡遊佐町」に改める。

(山形県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項の表中「、飽海郡松山町、同郡平田町」を削る。

（山形県眺海の森条例の一部改正）

第3条 山形県眺海の森条例（昭和63年7月県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中 「飽海郡松山町及び平田町」 を 「酒田市」 に改める。

（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第4条 山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第6項市町村の欄中「新庄市」を「酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域に係る事務を除く。）、新庄市」に、「、遊佐町、八幡町、松山町及び平田町」を「及び遊佐町」に改め、同表第13項市町村の欄、第16項市町村の欄及び第24項市町村の欄中「、遊佐町及び八幡町」を「及び遊佐町」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律の規定により知事若しくは知事の委任を受けた者がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法律の規定により知事若しくは知事の委任を受けた者に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において第4条の規定による改正後の山形県事務処理の特例に関する条例の規定により酒田市の長が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、酒田市の長がした処分その他の行為又は酒田市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

---

山形県青少年保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県条例第77号

##### 山形県青少年保護条例の一部を改正する条例

山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。以下同じ。）をすることなく、販売をすることができる機器をいう。
- (8) 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面をすることなく、貸付けをすることができる機器をいう。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県医師修学資金貸与条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県条例第78号

##### 山形県医師修学資金貸与条例

（目的）

第1条 この条例は、県が、毎年度予算の範囲内において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学する者で、県

又は市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。）が開設する県内の病院又は診療所（以下「公立病院等」という。）に勤務しようとするものに対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与し、もって県内の医療機関に勤務する医師の確保に資することを目的とする。

（貸与の対象者）

第2条 次の各号に掲げる修学資金の貸与を受けることができる者は、当該各号に掲げる要件を備える者とする。

(1) 地域医療従事医師確保修学資金

イ 大学を卒業した後、公立病院等に勤務する意思を有していること。

ロ 大学の医学を履修する課程に在学していること。

ハ 大学に入学した日前1年の期間、本人又はその配偶者若しくは一親等の親族が県内に住所を有していたこと。

ニ 生計を維持する者の収入が規則で定める額以下であること。

(2) 特定診療科医師確保修学資金

イ 大学を卒業した後、公立病院等の規則で定める診療科（以下「特定診療科」という。）に勤務する意思を有していること。

ロ 大学の医学を履修する課程に在学していること。

ハ 生計を維持する者の収入が規則で定める額以下であること。

（修学資金の額及び貸与期間）

第3条 修学資金の額は、地域医療従事医師確保修学資金にあつては年額200万円以内とし、特定診療科医師確保修学資金にあつては年額100万円以内とする。

2 修学資金を貸与する期間は、その貸与を受ける者の在学する大学の正規の修業年限までとする。

（貸与の休止）

第4条 知事は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日から復学した日の前日まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、貸与を行わない期間の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日以後の分として貸与されたものとみなす。

（貸与の打ち切り）

第5条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の貸与を打ち切るものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

（返還）

第6条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸与を受けた修学資金に利息を付した額（第8条第3項の規定により返還の債務の一部が免除されたときは、免除された額を控除した額）を、当該事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に返還しなければならない。

(1) 前条の規定により貸与が打ち切られたとき（第8条第3項の規定により返還の債務の全部が免除されたとき、及び前条第4号に該当する者が大学を卒業した後、公立病院等に勤務する意思を有しているときを除く。）。

(2) 大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得できなかったとき。

(3) 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき（第8条第1項第1号ロ、同項第2号ロ又は同条第3項の規定により返還の債務の全部が免除されたときを除く。）。

2 前項の利息の額は、修学資金の貸与を受けた日の翌日から最後に修学資金の貸与を受けた日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した額とする。

（返還の猶予）

第7条 知事は、前条第1項の規定により修学資金を返還すべき者が災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認めたときは、当該事由が存続する間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

（返還の免除）

第8条 知事は、次の各号に掲げる修学資金の貸与を受けた者が当該各号に定める場合に該当することとなったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 地域医療従事医師確保修学資金

イ 医師免許を取得した後直ちに公立病院等（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）期間にあっては、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（県内に所在するものに限る。以下「公的医療機関」という。）及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が設置する病院（県内に所在するものに限る。以下「大学病院」という。）を含む。）に勤務した場合において、その引き続き在職期間（臨床研修を修了した後に大学病院で研修（研修期間が1年以内のものに限る。）を受ける場合にあっては、当該研修期間を含む。）が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（当該期間が7年に満たないときは、7年とする。）に達し、かつ、当該期間のうち2分の1以上の期間が、規則で定めるべき地等の公立病院等に在職した期間であるとき。ただし、臨床研修を修了した後に規則で定める県外の医療機関で研修（研修期間が1年以内のものに限る。）を受ける場合に限り、当該研修期間は引き続き公立病院等に在職することを要しないものとする。

ロ 在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

(2) 特定診療科医師確保修学資金

イ 医師免許を取得した後直ちに公立病院等（臨床研修期間にあっては、公的医療機関及び大学病院を含む。）の特定診療科に勤務した場合において、その引き続き在職期間（臨床研修を修了した後に大学病院で研修（研修期間が3年以内のものに限る。）を受ける場合にあっては、当該研修期間を含む。）が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（当該期間が7年に満たないときは、7年とする。）に達したとき。ただし、臨床研修を修了した後に規則で定める県外の医療機関で研修（研修期間が1年以内のものに限る。）を受ける場合に限り、当該研修期間は引き続き公立病院等に在職することを要しないものとする。

ロ 在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者が、特定診療科に勤務することを希望せず、かつ、規則で定めるべき地等の公立病院等での勤務を希望する場合において、臨床研修を修了する前にその旨を申請し、知事が適当と認めたときは、当該修学資金の返還の債務の免除については、前項第1号の規定を準用する。

3 知事は、前2項に定める場合のほか、修学資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該修学資金を返還することができないと認めるときは、当該修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

（違約金）

第9条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日からこれを返還した日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した違約金を県に納付しなければならない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県離島漁業再生支援基金条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

**山形県条例第79号**

**山形県離島漁業再生支援基金条例**

（設置）

第1条 漁業の生産条件が不利な離島において、離島の漁業を再生するための活動を支援する事業（以下「離島漁業再生支援事業」という。）により、漁業の有する多面的な機能を確保するとともに、離島の振興を図るため、山形県離島漁業再生支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、離島漁業再生支援事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

**山形県条例第80号**

**山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例**

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に、「及び」を「又は」に改める。

第2条第1項中「物件」を「物件（以下「掲出物件」という。）」に改め、同項第2号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同項第9号中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改め、同条第2項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第9号中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改める。

第3条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第3号中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改め、同条第2項中「広告物を掲出する物件」及び「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第4条中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第5条第3項中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改める。

第6条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第7条中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第8条中「若しくははり札又は立看板」を「、はり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。）、広告旗（同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。）又は立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第10条第1項中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に、「又は物件」を「又は掲出物件」に改め、同条第2項及び第3項中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第11条から第13条までの規定中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第14条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第15条第1項中「広告物を掲出する物件」及び「これを掲出する物件」を「掲出物件」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第16条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項及び第3項中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に、「対し」を「対し、5日以上」の期限を定め」に改め、同条第4項中「を表示し、又は当該広告物を掲出する物件を設置する者」を「又は掲出物件を表示し、又は設置する者及び管理者」に、「相当の」を「5日以上」の」に、「山形県公報」を「県公報」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項等）

第16条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日
- (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所

2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間（法第7条第4項の規定により除却された広告物については、2日）、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 特に貴重であると認められる広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等（法第8条第2項に規定する所有者等をいう。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を県公報に登載すること。

（保管した広告物又は掲出物件の価額の評価の方法）

第16条の3 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の価額の評価は、当該広告物又は掲出物件に係る取引の実例価格、使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

（保管した広告物又は掲出物件の売却の方法）

第16条の4 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合その他競争入札に付することが適当でないと認められる場合については、随意契約により売却することができる。

（公示の日から売却が可能となるまでの期間）

第16条の5 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

第17条第1項中「広告物を掲出する物件」及び「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第17条の2第1項中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第2項及び第3項第2号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第3号中「美観風致」を「良好な景観を形成し、又は風致」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、「（以下「広告物美観維持基準」という。）」を削り、同項第4号及び同条第5項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第17条の4中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「物件が」を「掲出物件が」に改める。

第18条第1項中「これを提出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第2項第5号を次のように改める。

(5) 広告業者（第21条第1項又は第3項の登録を受けて広告業を営む者をいう。以下同じ。）

第21条を次のように改める。

（広告業の登録）

第21条 広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第21条の次に次の7条を加える。

（登録の申請）

第21条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、知事に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名及び住所

(2) 営業所（県内を営業区域とするものに限る。以下同じ。）の名称及び所在地並びに第23条第1項に規定する業務主任者の氏名

(3) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

(5) 他の地方公共団体において広告業の登録を受けている場合は、その登録番号

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第21条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第21条の3 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第21条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第21条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第24条の2の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- (2) 広告業者で法人であるものが第24条の2の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその広告業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの
- (3) 第24条の2の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (5) 広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員の中に第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第23条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第21条の5 広告業者は、第21条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る広告業者が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第21条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第21条の6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第21条の7 広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあつては、その事実を知つた日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 県内を営業区域として行う広告業を廃止した場合 広告業者であつた者

2 広告業者が前項各号のいずれかに該当したときは、広告業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第21条の8 知事は、広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第24条の2の規定により広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該広告業者の登録を抹消しなければならない。

第22条第1項中「又はこれを掲出する物件」を「及び掲出物件」に改める。

第23条の見出しを「（業務主任者の選任等）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

登録申請者又は広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任するものとする。

第23条第1項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び

掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者

第23条第2項を次のように改める。

2 広告業者は、業務主任者に次に掲げる業務の総括に関することを行わせるものとする。

(1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第23条の3に規定する帳簿の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

第23条の次に次の2条を加える。

(標識の掲示)

第23条の2 広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第23条の3 広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

第24条中「知事は、」を「知事は、県内を営業区域として」に、「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(登録の取消し等)

第24条の2 知事は、広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により広告業の登録を受けたとき。

(2) 第21条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。

(3) 第21条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)

第24条の3 知事は、前条の規定による処分をしたときは、当該処分の年月日及び内容を屋外広告業者監督処分簿に記載しなければならない。

2 知事は、屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(報告及び検査)

第24条の4 知事は、県内を営業区域として広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の申請手数料)

第24条の5 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第21条第1項の規定による広告業の登録の申請をする者 10,000円

(2) 第21条第3項の規定による広告業の更新の登録の申請をする者 10,000円

2 既に納められた前項の手数料は、還付しない。

第25条の次に次の1条を加える。

(罰則)

第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す

る。

- (1) 第21条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第21条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第24条の2の規定による営業の停止の命令に違反した者

第26条の前の見出しを削る。

第27条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「第21条」を「第21条の5第1項」に、「怠つた者」を「せず、」に改め、同条第6号を次のように改める。

- (6) 第23条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた広告業者
- 第28条を次のように改める。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第24条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第29条中「前3条」を「第25条の2から前条までの規定」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第21条の7第1項の規定による届出をしなかつた者
- (2) 第23条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第23条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

別表中 

はり札
立看板その他これに類するもの

 を 

はり札等
立看板等

 に、「のぼり」を「広告旗」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、第23条の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定、第24条の次に4条を加える改正規定、第25条の次に1条を加える改正規定、第26条から第29条までの改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に掲げる改正規定の施行の際現に改正前の山形県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第21条の規定に基づき届出をして広告業を営んでいる者については、平成18年3月31日（同日までに改正後の山形県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第21条の4の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日）までの間は、新条例第21条第1項の規定にかかわらず、引き続き広告業を営むことができる。その者が、平成18年3月31日までに同項の規定による登録の申請をした場合において、同日までに当該登録の申請に対する処分がされないときは、当該登録の申請に対する処分がされるまでの間も、同様とする。
- 3 附則第1項ただし書に掲げる改正規定の施行の際現に旧条例第23条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第23条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 4 この条例（附則第1項ただし書に掲げる改正規定にあっては、当該改正規定）の施行前にした

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋藤 弘

**山形県条例第81号**

**山形県都市公園条例の一部を改正する条例**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「場合」を「場合又は山形県総合運動公園の陸上競技場若しくは中山公園の野球場に常時広告物を表示する場合」に改める。

別表第2第3項の表中

第5条第1項第5号に掲げる行為	1 広告物 1 平方メートル 1 日につき	1,690円	を	
第5条第1項第5号に掲げる行為	第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1 広告物 1 平方メートル 1 日につき	1,690円	に改め、同
	山形県総合運動公園の陸上競技場又は中山公園の野球場に常時広告物を表示する場合	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	50,000円の範囲内で知事が定める額	

表の備考を同備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

- 2 使用料が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生ずるときは、当該端数に係る使用料は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

山形県海浜公園条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋藤 弘

**山形県条例第82号**

**山形県海浜公園条例**

（設置）

第1条 海浜における休息及びレクリエーションの場を提供し、もって県民の健康及び福祉の増進に寄与するため、山形県海浜公園（以下「海浜公園」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
加茂レインボービーチ	鶴岡市
マリンパーク鼠ヶ関	鶴岡市

（行為の禁止）

第2条 海浜公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 海浜公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) たき火その他危険な行為
- (5) 花火、音響機器その他これに類するもの等を使用して騒音を発する行為
- (6) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両等を持ち入れ、又は止め置くこと。
- (8) 風紀を乱し、その他海浜公園の利用者に著しく迷惑をかける行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、海浜公園の利用を妨げる行為

（行為の許可）

第3条 海浜公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品を販売すること。
  - (2) 興行又は催しをすること。
- 2 知事は、前項の許可に海浜公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（行為の不許可）

第4条 知事は、施設の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) その他海浜公園の管理上適当でないと認めるとき。

（許可の取消し等）

第5条 知事は、第3条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、変更し、又はその条件を変更することができる。

- (1) 偽りの申請により当該許可を受けたとき。
- (2) 当該許可に付した条件に違反したとき。
- (3) その他海浜公園の管理上特に必要があると認めるとき。

（使用料の徴収等）

第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が海浜公園の管理を行う場合を除き、第3条第1項の許可を受けた者から、別表第1に定める使用料を徴収する。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第7条 前条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任によらない理由で海浜公園を使用できなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者）

第8条 海浜公園の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第9条 指定管理者は、知事が必要と認める基準に従い、海浜公園の管理を行うものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 海浜公園の維持管理に関する業務
- (2) 第3条の規定による行為の許可に関する業務

(3) 第5条の規定による行為の許可の取消し、変更及び条件の変更に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、海浜公園の管理に関し知事が必要と認める業務

2 第8条の規定により指定管理者が海浜公園の管理を行う場合における第3条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条 第8条の規定により指定管理者が海浜公園の管理を行う場合にあつては、第3条第1項の許可を受けた者及び別表第2に掲げる施設の利用者は、海浜公園の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 指定管理者が收受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責任によらない理由で海浜公園を使用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成17年9月30日までの間における第1条の規定の適用については、同条の表マリンパーク鼠ヶ関の項中「鶴岡市」とあるのは、「西田川郡温海町」とする。

別表第1

行為の内容	単位	料金
第3条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	700円
第3条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	70円

別表第2

施設	単位	料金
駐車場	1日1回につき	800円
シャワー	1回につき	200円

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第83号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9条の2」を「第9条」に改める。

第2条中第7号を第10号とし、第4号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、第3号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 加茂港緑地 加茂港の港湾施設のうち「加茂緑地」の名称をもつて第1号に規定する公示がなされた緑地をいう。

第2条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 酒田北港緑地展望台 酒田港の港湾施設のうち「北港第3号緑地」の名称をもつて第1号に規定する公示がなされた緑地をいう。

(4) 山形県酒田海洋センター 酒田港の港湾施設のうち「山形県酒田海洋センター」の名称をもつて第1号に規定する公示がなされた施設をいう。

第9条の2を削る。

第16条第1項中「者」を「者（第26条の規定により港湾施設のうち第2条第2号から第7号までに定めるもの（以下「指定港湾施設」という。）の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合においては、当該指定港湾施設に係る第5条の承認を受けた者（以下「指定管理者の承認を受けた者」という。）を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、占用を許可された期間が当該許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を知事の指定する日までに納入するものとする。

第22条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「与えた承認」を「与えた承認（第26条の規定により指定管理者が指定港湾施設の管理を行う場合においては、指定管理者が第5条の規定により与えた承認を除く。以下この条において同じ。）」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第26条の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「港湾施設のうち酒田北港緑地及び鼠ヶ関マリーナは、」を「指定港湾施設の」に、「それぞれ酒田市及び鶴岡市に委託する」を「指定管理者に行わせることができる」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第26条の2 指定管理者は、指定港湾施設の管理上知事が必要と認める基準のほか、指定港湾施設のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる基準に従い、その管理を行うものとする。

(1) 酒田北港緑地展望台

イ 酒田北港緑地展望台の施設のうち展望台（以下「展望台」という。）の開館時間は、1日当たり7時間以上とすること。

ロ 展望台の休館日は、年間103日以下とすること。

(2) 山形県酒田海洋センター

イ 開館時間は、1日当たり7時間以上とすること。

ロ 休館日は、年間53日以下とすること。

(3) 酒田プレジャーボートスポット

イ 利用時間は、1日当たり8時間30分以上とすること。

ロ 休業日は、年間103日以下とすること。

(4) 鼠ヶ関マリーナ

イ 利用時間は、1日当たり8時間30分以上とすること。

ロ 休業日は、年間70日以下とすること。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて当該指定港湾施設の開館時間又は利用時間（以下「利用時間等」という。）及び休館日又は休業日（以下「休業日等」という。）を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用時間等及び休業日等を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に指定港湾施設を利用に供し、又は供さないことができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第26条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定港湾施設の維持管理に関する業務

(2) 第5条の規定による指定港湾施設の使用の承認に関する業務

(3) 第7条の規定による指定港湾施設の使用の変更の承認に関する業務

(4) 第8条第2項の規定による指定港湾施設の使用期間の延長の承認に関する業務

(5) 前各号及び次項に掲げるもののほか、指定港湾施設の管理に関し知事が必要と認める業務

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定港湾施設の使用の承認（指定管理者が第5条の規定により与えた承認に限る。）を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

(1) 指定管理者の承認を受けた者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 指定管理者の承認を受けた者が、承認に付した条件に違反したとき。

(3) 指定管理者の承認を受けた者が、詐欺その他不正な手段により、承認を受けたとき。

(4) 港湾工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、指定港湾施設の安全かつ効率的な利用を図るためその他公益上必要があると認めるとき。

3 第26条の規定により指定管理者が指定港湾施設の管理を行う場合における第5条から第8条まで及び第25条の規定の適用については、第5条中「知事の」とあるのは「指定管理者の」と、第6条中「知事は」とあるのは「指定管理者は」と、第7条第1項及び第8条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第25条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「承認又は許可」とあるのは「承認」とする。

（利用料金）

第26条の4 第26条の規定により指定管理者が指定港湾施設の管理を行う場合にあつては、指定管理者の承認を受けた者は、当該指定港湾施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第16条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の不還付）

第26条の5 指定管理者が收受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、指定管理者の承認を受けた者の責任によらない理由で指定港湾施設を使用できなくなつたときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第1号イ酒田プレジャーボートスポット及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項中「酒田プレジャーボートスポット」を「酒田北港緑地、酒田プレジャーボートスポット」に改め、同号ハ鼠ヶ関マリーナの項を同号ニ鼠ヶ関マリーナの項とし、同号ロ酒田プレジャーボートスポットの項を同号ハ酒田プレジャーボートスポットの項とし、同項の前に次のように加える。

ロ 酒田北港緑地

港湾施設名	使用区分		使用料	備考
酒田北港緑地（多目的広場に限定。）	全面を使用する場合	入場料金を領収する場合	1時間までごとに 2,340円	「入場料金を領収する場合」とは、使用者が、入場者からその入場の対価を領収する場合その他施設において営利を目的とする行為を行う場合をいう。
		上記以外の場合	1時間までごとに 1,170円	
	半面を使用する場合	入場料金を領収する場合	1時間までごとに 1,170円	
		上記以外の場合	1時間までごとに 580円	

別表第2号の表港湾施設の項中

港湾管理事務所		1平方メートル1年につき	5,430円	使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
酒田北港緑地（多目的広場に限定。）	全部を単独で使用する場合	入場料金を領収する場合	1時間までごとに 2,340円	「入場料金を領収する場合」とは、使用者が、入場者からその入場の対価を領収する場合その他施設において営利を目的とする行為を行う場合をいう。
		上記以外の場合	1時間までごとに 1,170円	
	半面を単独で使用する場合	入場料金を領収する場合	1時間までごとに 1,170円	
		上記以外の場合	1時間までごとに 580円	

を

港湾管理事務所		1平方メートル1年につき	5,430円	使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
---------	--	--------------	--------	------------------------------------

に

改める。

**附 則**

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第16条第1項に規定する指定港湾施設の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋藤 弘

**山形県条例第84号**

**山形県建築基準条例の一部を改正する条例**

山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項中「20万円」を「50万円」に改める。

**附 則**

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県条例第85号

##### 山形県県営住宅条例の一部を改正する条例

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条の4の見出しを「（指定管理者）」に改め、同条中「のうち規則で定めるもの」を削り、「山形県住宅供給公社に委託する」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる」に改め、第4章中同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第25条の5 指定管理者は、知事が必要と認める基準に従い、県営住宅及び共同施設の管理を行うものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第25条の6 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務
  - (2) 入居者の募集の手続に関する業務
  - (3) 入居及び退去に係る説明に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、県営住宅及び共同施設の管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき県営住宅及び共同施設を整備する場合は、当該施設に係る前項各号に掲げる業務の一部を当該施設を整備した事業者に行わせることができる。

##### 附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県県営住宅条例第2条に規定する県営住宅及び共同施設の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県条例第86号

##### 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中 

100,000
---------

 を 

75,000
--------

 に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県条例第87号

**山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例**

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「勤務しないことを」を「勤務しないこと又は当該職員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことを」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋 藤 弘

**山形県条例第88号****山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例**

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「勤務しないことを」を「勤務しないこと又は当該職員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことを」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

平成17年7月8日印刷  
平成17年7月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056